

# 新入学児童生徒学用品費用

## 令和6年度新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請書

(宛先)赤穂市教育委員会

私は、令和6年度赤穂市就学援助「新入学児童生徒学用品費の入学前支給」について、以下のとおり申請いたします。なお、認定の審査にあたり、市が必要な範囲で、申請者及び同居している者の住所、課税状況、児童扶養手当情報等を調査し、利用することについて同意いたします。また、必要に応じ家庭状況について学校長等に確認や意見を求めること、入学予定小・中学校、転出先市町村への情報提供される場合があることに同意いたします。また、転出等により、赤穂市立小・中学校に対象児童、生徒が入学しなかった場合、受給した新入学学用品費を全額返還いたします。

**必ず押印してください。**

申請日 令和6年〇〇月〇〇日

申請者(保護者)住所 赤穂市〇〇 〇〇番地〇〇

氏名 赤穂 花子

印

TEL 自宅 0791-00-0000 携帯 000-0000-0000

世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	心身状況	勤務先又は学校・園・所名
		赤穂 太郎	保護者	H5年1月1日	良好
	赤穂 花子	母	H7年2月2日	良好	
	〇 赤穂 一郎	本人	H30年5月5日	良好	〇〇幼稚園
	赤穂 次郎	子	R1年6月6日	良好	〇〇保育所
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

〇をつける。

↑ 該当児童生徒に〇を付ける

↑ 該当児童生徒からみた続柄

↑ 病弱・負傷・心身障害の程度を記入

申請理由(〇を付ける)

- 生活保護
- 市民税
- 市民税の減免(地方税法第323条による)
- 個人の事業税の減免(地方税法第72条の62による)
- 固定資産税の減免(地方税法367条による)
- 国民年金の掛金の減免(国民年金法第89条及び90条による)
- 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
- 児童扶養手当の支給(児童扶養手当法第4条による)
- 生活福祉資金貸付補助金による貸し付け
- 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- 前年度の収入が基準以下である
- ひとり親控除の適用をした場合、前年度合計所得が市民税の非課税限度額を下回る

理由のいずれかに〇をつける。

11

指定預金口座

認定希望児童生徒名	赤穂 一郎	学校名	〇〇小学校
指定金融機関名 (支店名も記入)	種別 (どちらかに〇を付ける)	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
〇〇 銀行 信用金庫 〇 支店 農協 信用組合	普通・当座	1234567	アコウ タロウ 赤穂 太郎

※ 申請者は、太枠内のみを記入してください

申請理由の1~12以外で新入学児童生徒学用品費を必要と認める者についての学校・園・所長の意見(〇を付ける)

- 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる
- PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われず、保護者の負担が大きい
- 学校納付金の納付状態が悪い、又は被服等も悪く、保護者の負担が大きい
- 経済的な理由による欠席日数が多
- その他(具体的に記載のこと)

**預金口座については、必ず通帳と相違がないか確認してください。**

上記の者を新入学児童生徒学用品費の支給を必要とする児童生徒として報告します。

令和 年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

学校・園・所長

印

教育委員会記入欄

総所得金額	世帯構成員	人	認定・非認定
円	基準額	円	

\* この申請書に記載のある個人情報、新入学児童生徒学用品費以外の目的で使用いたしません。(赤穂市教育委員会)